

機能改善等の内容一覧

本番サービス提供時間の拡充	本番サービス提供時間をメンテナンス等を除き、24時間365日運転とする。
PCdesk (DL版)、PCdesk (WEB版) の機能構成見直し	将来的に全ての手続きをPCdesk (WEB版) に一本化することを見据え、PCdesk (DL版) とPCdesk (WEB版) で重複する機能をPCdesk (WEB版) へ統合する。また、給与支払報告書をはじめとする個人住民税の各申告手続きをPCdesk (WEB版) に移植する。
利用者認証システムの開発 (シングルサインオンの実現)	利用者認証システムを新たに開発し、各システム及びサイト間のシングルサインオンを実現する。また、様々な行政サービスへのログインが可能なデジタル庁運用のGビズIDとの連携機能を実装し、GビズIDでのログインを可能とする。
利用届出(新規)及び給与支払報告書提出の操作性向上	eLTAXへの入口となる利用届出(新規)及び給与支払報告書提出の各手続きを対象として、システム操作・入力時に必要な操作案内や項目説明等を画面上にリアルタイムで表示し、操作性の向上を図る。また、給与支払報告書提出の手続きについては、直感的でわかりやすいステップ式の入力画面を導入する。
提出先追加の省力化	事前に登録済みでない提出先に対して申告・納税を行う場合においても、手続きを中断せずに操作が進められるように、ポータルセンタで提出先追加を自動的に行う仕組みにする。
メッセージボックス等におけるメッセージ判別方法の改善	税理士等が関与先の各種手続きを行った際にメッセージボックス等に通知されるメッセージについて、メッセージの件数が多い場合においても判別が容易になるように、PCdeskの画面表示項目、検索・並び替え項目を見直す。
プレ申告データに関するメッセージの改善	プレ申告データの税目の判別が容易になるように、メッセージに手続名称を設定する。
源泉徴収票の提出方法の見直し	源泉徴収票の提出方法の見直しに関する税制改正に対応する。

eLTAX更改で変更点と注意事項を公表

9月24日に更改

地方税共同機構は7月31日、eLTAXホームページにおいて、eLTAX更改に伴う変更点と注意事項を公表した。eLTAXでは、令和8年9月24日にシステム更改が予定されており、主な変更点としては、①eLTAXが24時間365日、いつでも利用可能(メンテナンス時間を除く)、②個人住民税(特別徴収)に関する手続きがWEB完結、③GビズIDでのログインが可能などとなっている。また、機能改善等の一覧表も掲載されている(表参照)。主な注意点としては、システム更改に伴い、9月19日から24日までの5日間は、eLTAXのサービスが停止となる。サービスの開始は24日の8時30分から。

サービス停止期間に注意

機能改善等の一覧表も掲載

個人住民税(特別徴収)の手続きについて、PCdesk (DL版) (電子データ) の受取り・共通納税までの手続きがWEBブラウザから利用できるようになる。また、給与所得者異動届出や退職所得に係る事業報告書提出の各手続きを、デジタル庁が提供する「GビズID」によるログイン機能も実装する。

臨時国会に法案提出へ

消費税率引下げ方針など閣議決定

政府は5日の臨時閣議で令和9年4月から2年間限定で飲食料品の消費税率を1%に引き下げるとともに、中低所得の勤労者を対象に1%相当分の給付を導入することで飲食料品の消費税率を事実上ゼロ化するなどを盛り込んだ「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針を閣議決定した(3面に関連記事)。11年度から給付付き税額控除を本格導入することも盛り込まれている。当初は7月21日に閣議決定した「骨太方針2026」に反映する予定だったが、社会保障

これにより、取得済みのeLTAX利用者IDとGビズIDをPCdesk (WEB版) 上で一度ひも付ければ、以後、GビズID認証によりeLTAXの各種システムにログインすることが可能となる。対象となるシステムは、PCdesk (WEB版)、PCdesk (SP版)、PCdesk Next、地方税お支払サイト(システム更改後はeLTAXお支払サイト)となっている。

休刊のお知らせ

次週8月17日号は休刊とさせていただきます。

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

https://shirube.zaikyo.or.jp
税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141 (代)
FAX 03 (3829) 4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1140頁・定価4950円(税込)

令和8年版 改正税法のすべて
別冊特別付録「改正事項と適用時期一覧表」
成松洋一 著 ▼A5判・490頁・定価4400円(税込)

令和8年版 資産の貸借をめぐる法人税務
リリースをめぐる貸手と借手の法人税務のすべて
成松洋一 著 ▼A5判・470頁・定価3630円(税込)

第2版 Q&A 法人税の身近な論点を巡る実務事例集
品川芳宣 著 ▼A5判・340頁・定価3300円(税込)

評価通達における原則評価と例外評価
松本好正 著 ▼B5判・830頁・定価5060円(税込)

二訂版 市街地周辺土地の評価Q&A
國武久幸 著 ▼A5判・240頁・定価2640円(税込)

路線価評価の落とし穴
峯和生 編 ▼B5判・440頁・定価3300円(税込)

令和8年版 公共用地取得の税務
橋素子 著 ▼A5判・590頁・定価4620円(税込)

改訂版 滞納処分と民事執行の実務
―不動産競売と債権執行を中心として―
品川芳宣 著 ▼四六判・350頁・定価2750円(税込)

税相を斬る
続・傍流の正論

2026年8月号 No.44 8月20日発売!! (年4回発行)
株式会社野村資産承継研究所 執筆・監修
▼B5判・フルカラー・168頁・定価1500円(税込)
▼年4回季刊20日発行(2・5・8・11月)年間購読料6000円(税込)

資産承継

★8月号の特集★
取引相場のない株式の評価方法の変遷ほか

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL 03 (3829) 4141 (代) FAX 03 (3829) 4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル!
https://www.zaikyo.or.jp

大蔵財務協会
オフィシャル
サイト

物価上昇に連動した基礎控除等の引上げ

令和8年度税制改正では、改正法の附則に2年ごとに物価上昇に連動して所得税の基礎控除と給与所得控除の最低保障額を引き上げることが盛り込まれた。その前段階として、主に6年と7年の物価上昇率（正確には総務省の作成する全国消費者物価指数の変化率）に基づき、

所得税と同様の対応をとるかや頻度などが論点

総務省は個人住民税や事務負担、④その他が論点。①については、関西大学経済学部教授「地域社会の会費」的な性格を持つ個人住民税は所得税と異なる性質を持つことを前提に、今年度すでに2回（5月29日と7月17日）開かれたもので、委員から必ずしも所得税と示されるときにも地方団体からのヒアリングが行われている。

10月から受付時間を変更

税務署 午前9時から午後3時まで

国税庁は3日、令和8年10月1日から、全体的にデジタル社会の実現に向けた重点計画「等々」を踏まえ、納税者利便の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指す」と

た。また、③については地方団体にとって負担となり、適切な国の財政措置が行われるべきとする意見が、④については、個人住民税の基礎控除と給与所得控除のうち、給与所得控除の見直しは、所得割への影響も踏まえて議論をする必要があるとの意見がそれぞれあった。

高市早苗首相が飲食料品に係る消費税率の引下げを決断した。首相は税率引下げを悲願だと言っていたので、決断自体に驚きは無い。ただ、引下げに当たって懸念する点がいくつかある。★長期金利の高止まりが続く中、市場の信認は得られるのか。想定通りに飲食料品の値段は下がるのか。法案提出から引下げまでに時間的な余裕があるのか。準備は大丈夫なのか。ほかにも、引下げの対象とならない外食産業への影響等も気がかりだ。★8%と10%という税率差のときには深刻な影響が生じなかったとしても、1%と10%という税率差になれば話がかわってくると思う。

事業所税の課税団体が減少

人口減で30万人以上の要件満たせず

人口30万人以上の都市等が道路、上下水道、学校、病院等の整備・改善の費用に充てられた。事業所等で事業を行う者に課す目的税である事業所税の課税団体が減少しつつある。

地方税法施行令の一部を改正する政令で、秋田市と福岡県久留米市が同30万人未満となり、課税団体の要件を満たさなくなったとして指定が取り消された。人口減少により、要件が

令和6年度決算額に於ける税収（全国）は、資産割が2807億円、事業所割が1298億円だった。同税は地方税法の規定により、15年ごとに行われる国勢調査の結果による人口か、その年の1月1日時点の住民基本台帳に記録されている人口のいずれかが30万人以上であれば、課税団体となる。

1日時点で77団体だったが、秋田市と久留米市が指定から外れたことで75団体となった。現在、課税要件をギリギリで満たす3031万人程度の市は複数あり、そのほとんどが人口減少に直面している。単年で30万人を割り込んだ状況が続いたとしても、前回の国勢調査で30万人以上であれば要件を満たすことになるが、次回、令和

12年の国勢調査で30万人を下回り、課税団体の指定から外れる市が増加するとの懸念がある。課税団体の指定から外れた市は貴重な財源を失うことになる。一方で事業者の側からみれば、税負担が軽減される。なお、石垣のりこ参院議員が7月13日に提出した「事業所税の課税団体の要件に関する質問主意書」で、30万

今後の個人住民税での対応を検討

総務省は個人住民税や事務負担、④その他が論点。①については、関西大学経済学部教授「地域社会の会費」的な性格を持つ個人住民税は所得税と異なる性質を持つことを前提に、今年度すでに2回（5月29日と7月17日）開かれたもので、委員から必ずしも所得税と示されるときにも地方団体からのヒアリングが行われている。

税務手続のデジタル化を推進しており、e-Taxやキャッシュレス納付等によるオンライン手続を提供するなど、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところ、こうした各種オンライン手続の拡充に鑑み、今回の受付時

間の対応になったとしても、開庁時間内（午前8時30分から午後5時）に来署された場合には、対応しているが、可能な限り受付時間内に来署してくださいとしている。

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロンパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、[カリメラの水]宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

maruta

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島

▲ TOYOSHIMA

ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業

吉村建設工業株式会社

〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
<http://www.yoshimurakensetu.co.jp>

YOSHIMURA
Yoshimura Construction Co., Ltd.

続

傍流の正論

税相を斬る

■ 弁護士・税理士 品川 芳宣

102

財産・資産の価額を評価する場合に、実務で、最も問題となるのが非上場株式の価額であるが、その評価方法は、①収益方式、②純資産方式、③比率方式——の三つに分類される。

まず、①の収益方式とは、評価会社が将来獲得する利益又はフリー・キャッシュ・フロー（債権者や株主等の資金提供者に対する利払い、弁済又は配当に充てることのできるキャッシュ・フローのことをいう。「FCF」と言われる）を一定の割引率で割り引いた現在価値に基づき評価する方式である。

具体的には、将来獲得される利益に基づいて評価する収益還元方式と将来獲得されるFCFに基づいて評価を行うディスカウニング・ネット・キャッシュ・フロー（DCF）が代表的なものである。収益還元方式にしても、DCF方式にしても、評価会社が将来獲得することが期待される利益又はFCFに基づき算定される事業価値の算定が基本になるが、その事業価値は、上記の算式によって算定される。

また、収益還元方式にせよ、DCF方式にせよ、将来の利益を現在価値に割り戻す際に用いる割引率の算定が重要である。この割引率については、市場金利にリスクプレミアムが加重されることになる。そのほか、収益方式には、配当還元方式があるが、同方式は、株主が将来受け取ることが期待される配当金に基づいて株式の価額を評価する方式である。この場合には、将来獲得できる配当の算定と還元率の算定が問題となる。

②の純資産方式は、簿価純資産方式と時価純資産方式に大別される。

簿価純資産方式は、貸借対照表に計上されている各資産の帳簿価額から各負債の帳簿価額を控除した純資産価額をもって、株式の価額とするものである。この方式は、簡便ではあるが、当該株式の概算的価値を表しているにすぎない。また、時価純資産方式は、貸借対照表に計上されている各資産・負債を時価に引き直し、その純資産価額をもって、株式の価額とするものである。この場合は、評価益に対する法人税額等相当額を控除する方式と控除しない方式とがある。

なお、時価純資産方式には、「事業を新たに開始する際に同じ資産を取得する」とした場合における価額を算定する」との考え方に基づく再調達時価純資産方式と、「会社を清算する」との考え方に基づく清算処分時価純資産方式がある。いずれの場合にも、評価対象会社の各資産（特に、土地、建物、非上場株式等）の価額をどのように評価するかが問題となる。

③の比率方式には、類似会社比率方式、類似業種比率方式及び取引事例方式がある。類似会社比率方式は、評価会社と類似する特定の上場会社を選定し、評価会社と類似会社の純資産価額等の財務数値を比較して倍率を算定し、その倍率を類似会社の市場株価等乗じることにより、評価会社の株価を算定する方式である。この方式は、株式を公開する場合の公開株価を決定する際に利用されている。

類似業種比率方式は、評価会社と類似する上場会社（類似業種）の純資産価額等と財務数値を比較して倍率を算出し、その倍率を類似会社の株式の市場価格に乗じることにより、評価会社の株価を算定する方式である。類似会社比率方式との差異は、上場会社との個々の類似性を判定する必要があるという簡便性にある。

取引事例方式は、評価会社の様式について、過去に適正な売買が行われたことがある場合に、その取引価額を基に様式の価額を算定する方式である。

以上の評価方式は、次回述べるそれぞれの評価規定の中で、当該規定の趣旨や実務上の簡便性を総合して適用する必要がある。そのため、どの方式が優れているかは、一概には言えない。

不良債権に係る税務上の取扱いの再確認

■ 税理士 東辻 淳次

6

今回は、「一定期間取引停止後弁済が無い場合等の貸倒れ（基通9-6-3）」から説明を再開します。

3 基通9-6-3（一定期間取引停止後弁済が無い場合等の貸倒れ）

この通達による貸倒れの対象となる金銭債権は、これまで説明した通達と異なり売掛債権に限定されています。この売掛債権とは、売掛金、未収請負金、そしてこれに準ずる債権をいい、貸付金と貸付金に準ずる債権を含みません。そして、債務者に次に掲げる事実が生じた場合に適用できることとされています。

- (1) 継続的な取引を行っていた債務者の支払能力が悪化したために取引停止した場合において、取引停止時又は債務者からの最後の弁済時のいずれか遅い時から1年以上経過したとき（担保物のある場合を除く。)
- (2) 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額がその取立てのために要する費用（旅費など）に満たない場合において、それらの債務者に督促しても弁済がないとき

債務者に上記の事実が生じている場合において、法人がその金銭債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理したときには、この処理が認められます（損金算入できます。）。なお、この取扱いは、商品の販売等によって日常的に発生した

売掛債権は、他の金銭債権（貸付金等）のように契約があるわけではなく、債権確保の手続を取ることが難しいといった事情から、特に売掛債権に限り認められた特例といわれています。

したがって、回収不能の金銭債権の貸倒れ（基通9-6-2）のように、債務者の資産状況や支払能力をみて、金銭債権の全額が回収できないことを明らかにする必要はありません。

つまり、全額回収できるほどではなく債務者に多少の弁済能力がある場合であっても、上記(1)又は(2)の事実が生じたときには、その売掛債権（備忘価額を除きます。）について貸倒れとして損金経理できる（損金算入できる）というものであり、一種の外形基準を満たせば適用できる特例となっており、債権者の立場からいえば使い勝手の良い取扱いといえるでしょう。

このように外形基準を満たせば適用できるため、仮に、この取扱いにより貸倒れとして損金経理した売掛債権について、債務者が返済することを申し出たとしても、そのことによって上記の外形基準を満たさなくなる訳ではないので、実際に弁済を受けるまでは益金算入を要しないこととなります。

なお、備忘価額を控除するのは、貸倒れとして損金経理した後において、上記のように債務者から弁済を受けるケースも散見されることから、この取扱いを適用した売掛債権を完全に簿外としないためのものです。

また、売掛債権が回収できない場合において、その売掛金を貸付金に振り替えるようなケースもあるようですが、そのような場合、その金銭債権は売掛債権ではなくなりますから、この取扱いの適用はできなくなりますのでご注意ください。

一定期間取引停止後弁済が無い場合等の貸倒れ

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博 明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話（〇八九六）代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和 寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話（〇八九六）二四一三三三〇

日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話（〇八九六）代表二四一二五五〇

ほう、そうきたか。
というアイデアで、
地球の未来を包むこと。

「包装」と「パッケージ」の総合メーカー **福助工業株式会社** 福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

【本社】〒799-0401 愛媛県四国中央市村松町220 TEL:0896-24-1111 FAX:0896-23-8745 <https://fukusuke-kogyo.co.jp/>

裁決事例集

297

裁決のポイント

請求人が家屋にした増改築は、当該家屋を自己の所有とする場合に当たらないため、当該増改築は、租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する「買換資産の取得（建設を含む）」には該当しないとした事例。

審査請求人が、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例を受けることができるとして更正の請求をしたところ、原処分庁が、贈与等により取得した家屋及びその増築は、買換資産の取得には該当しないことから当該特例の適用はないとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたのに対し、請求人が、原処分の全部の取消しを求めた事実で、国税不服審判所は当該増改築は、請求人が当該家屋の所有権または共有持分を取得したというものではないから、当該家屋を自己の所有とする場合に当たらず、買換資産の取得には該当しないとして、処分は適法とした（令和7年6月9日付、非公開裁決）。

基礎事実

請求人は、平成15年5月2日、区分所有建物の専有部分及びその敷地利用権（本件マンション）を3598万8000円で購入する旨の不動産売買契約を締結し、同年7月10日に本件マンションを取得した。

請求人は、15年7月10日、本件マンションの所在地を住民票上の住所として登録し、本件マンションを居住用として使用した。

請求人は、29年7月24日、家屋（本件家屋）の持分100分の27を請求人の母

編集部編

請求人が家屋にした増改築は「買換資産の取得」に該当せず、処分は適法

から贈与により取得し、30年1月11日、持分100分の65を同人から代物弁済により取得した。

なお、本件家屋の持分100分の8は、請求人の母が所有している。

請求人は、29年7月24日、注文者を請求人とする本件家屋の増築工事に係る請負契約を締結し、本件家屋は30年1月11日に増築された（当該契約に基づく増築工事を本件増改築工事、本件増改築工事による増改築を本件増改築）。

請求人は、30年9月17日、本件マンションを2700万円で売り渡す旨の売買契約を締結し、同月25日に譲渡した。

審査請求に係る経緯

請求人は、31年3月7日、30年分の所得税及び復興特別所得税（所得税等）について、本件マンションの譲渡による譲渡所得の金額の計算上、租税特別措置法第41条の5A居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を適用して申告をし、その後、同月15日、本件特例を適用せずに申告をした。

請求人は、令和元年10月9日、修正申告書を、また、同年12月3日、修正申告書をそれぞれ提出し、修正申告をした。

請求人は、5年10月31日、本件マンションの譲渡による譲渡所得の金額の計算上、本件特例の適用があるとして、30年分の所得税等の分離長期譲渡所得の金額及び納付すべき税額について更正の請求（本件更正の請求）をした。

原処分庁は、6年3月28日付で、請求人は本件家屋を贈与及び代物弁済により取得していることから本件特例を適用できないとして、本件更正の請求に対して、更正をすべき理由がない旨の通知処分（本件通知処分）をした。

請求人は、6年6月24日、本件通知処分に不服があるとして審査請求をした。争点は、本件増改築は、措置法第41条の5第7項第1号に規定する「買換資産の取得（建設を含む）」に該当するか否か。

請求人の主張

本件増改築工事は、母と同居するため、請求人の実家である本件家屋を二世帯住宅にし、その2階を生活の本拠として利用可能とするために、①間取りの変更、②キッチン、バスルーム、洗濯設備、新たなトイレの設置、③吹き抜け部分の増床などを実施し、その対象面積は50平方メートル以上であることに加え、屋根の交換、外壁の全面塗装等の各種大規模な工事であり、その費用も3000万円超であるため、その規模、費用等から措置法第41条の5第7項第1号に規定する「買換資産の取得（建設を含む）」に該当する。

審判所の判断

本件増改築工事は、本件家屋の1階部分については改装や便所の位置変更などでその床面積に変更はなく、2階部分については主寝室を新たに設けるなどその床面積を増加させる内容のものである。そして、家屋に係る「買換資産の取得（建設を含む）」に該当するためには、当該家屋を自己の所有とする場合であることを要すると解されるところ、本件増改築は、これにより請求人が本件家屋の所有権または共有持分を取得したというものではないから、本件家屋を自己の所有とする場合に当たらない。したがって、本件増改築は、措置法第41条の5第7項第1号に規定する「買換資産の取得（建設を含む）」には該当しない。

なお、請求人は、本件増改築工事は、本件家屋を二世帯住宅にし、その2階を請求人の生活の本拠として利用可能とするためのものであり、その費用も3000万円超であって、本件増改築による本件家屋の客観的・物理的、かつ、価値の増加が認識できることから、買換資産の取得に該当する旨主張する。しかしながら、本件増改築が「買換資産の取得（建設を含む）」に該当しないことは、前述とおりであって、本件増改築工事の目的や投下した費用の額によってその判断が左右されるものではない。

注目の二冊

資産の貸借をめぐる法人税務
リースの貸手と借手の
法人税務のすべて

成松 洋一 著

令和6年9月の新リース会計基準の公表により、オペレーティング・リースについても、資産・負債として認識するオンバランス化が図られ、リース取引に対する会計と税務の取扱いが乖離する複雑難解な状況が生じている。

本書では、貸手と借手の両面から会計上と税務上の取扱いを詳細に説明。金銭から土地までの資産の貸借をめぐる税務上の問題を、貸手と借手それぞれの立場から、細部の問題まで網羅的に解説。

事例検討では、国庫補助金で取得した資産の償却計算の基礎になる取得価額、棚卸資産等を譲渡担保に供した場合の取扱い、支払利息を支払年度で一括損金算入することの可否、消費貸借により借り入れた国債の売買差益の処理、金融債の買戻し条件付譲渡による損失の処理、役員に対する特許権使用料の支払の可否、貸付先から返還を受けた貸付用機械の適用耐用年数、建物賃貸に伴う無利息借入金につき経済的利益認定の要否、土地の賃貸のための建物等の取壊しの処理などを盛り込む。

A5判、492ページ。定価4400円（税込み）。申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（TEL 03-3829-4141、FAX 03-3829-4001）。



医薬品卸・小売・調剤

不知火薬品株式会社

代表取締役 宮崎 清彰

〒854-0071 諫早市永昌東町9番23号 ☎(0957)22-3430代

家庭日用品総合卸商社

手塚商事株式会社

代表取締役社長 手塚 圭一郎

本社 長崎市田中町1235-2〈卸センター内〉 TEL(095)837-8190代 FAX(095)837-8195

●鹿児島営業所 ☎(099)269-4008

●沖縄営業所 ☎(098)996-3760

暑中お見舞い
申し上げます
2026年



松藤商事株式会社

代表取締役 松藤 章喜

本社／〒850-8558 長崎市五島町3番25号(松藤ビル)
☎(095)822-7165代・FAX(095)822-7160

インターロッキング舗装材販売、施工・建設業

株式会社 スエオカ

本社／長崎県北松浦郡佐々町志方免2
☎0956-62-2121・FAX 0956-62-3090



エースゴルフ

営業時間
9:00→22:00
駐車場完備

長崎県北松浦郡佐々町小浦免1233 ☎(0956)63-3550

悩める税理士事務所

所長・職員のための

生成AI超入門

■税理士 加藤 博己

6

顧問先とのやり取りで、「正直、書きたくないな…」「文面を書くのが面倒だな…」と感じるメールはありませんか。顧問契約の解約を通知するメール、制度改革を噛み砕いて説明する長文メール、あるいは目上の相手に送るため「失礼な書き方になっていないか」と神経を使うメールなどは、いざ書くとすると気が重くなるのではないのでしょうか。

メールを書くのに時間がかかってしまう理由はさまざまですが、「伝えるべき内容をわかりやすく書く必要がある」「正しい文章になっているか心配」「感情的になっていないか気になる」といった文面の作成や確認作業に迷ってしまうことが挙げられます。

実は、こうした文章の作成や言い回しなどのチェックこそ、AIが得意とする分野です。

AIを使ったメール作成のサポートには、大きく分けて2つのアプローチがあります。

そのメール、書くのが憂鬱ではありませんか

AIに下書きや文面チェックを任せてみよう

1. 要点だけ伝えて下書きを作ってもらおう
- 1つ目は、伝えたいポイントだけをAIに箇条書きで渡し、ドラフト（下書き）を作成してもらう方法です。例えば「〇月末で契約を終了したい」「理由は業務過多のため」「これまでの感謝を添えて」といった要点だけをAIに伝え、丁寧で角の立たない文面を一瞬で組み上げてくれます。ゼロから文章をひねり出すのは大変ですが、出てきた下書きを自分なりに調整して仕上げる形なら、作成時間を短縮できます。
2. 自分が書いた文章を添削してもらおう
- 2つ目は、自分で書いてみた文面をAIに見せて、添削してもらう方法です。誰かにメールの文面を確認してほしいけれど、所長先生は職員に見てもらわねにいけないし、職員の方は所長先生が忙しそうで頼みづらいという場面は多いのではないのでしょうか。こんな時は、AIに「この文章で問題ないか確認して」「誤字脱字がないかチェックして」とお願いしてみましょう。AIが客観的な「第三者」の視点から、より適切な表現を提案してくれます。
- 気乗りしないメール作成や文面チェックに何十分もかけるくらいなら、AIに「下書き」や「チェック」を頼んでみませんか。面倒なメール作成のストレスから解放され、本来の業務に集中できるようになります。

税務調査と

真実

18

■井東 圭

■先生と呼ばれた男(18)

喫茶『あすなろ』でおばさんと別れると、爺と子供の私は、京都駅から新幹線に乗り込んだ。岐阜羽島駅まではこれまで40分足らずだ。

新幹線がスピードを上げた始めた頃、子供の私は爺に訊ねてみた。

「爺、あのおばさんの旦那さんに、助けられたん？」

爺は一瞬、驚いた顔をしたが、「聞いたとったか」と微笑んだ。

子供の私は頷くと、

「伏見のお稲荷さんで聞いた話と関係あるの？」

私の心の中に、足のない、腕のない、傷痍軍人さんたちの姿が浮かぶ。

2人掛けシートの窓側に座った子供の私は、爺の不自由な左足の膝に、少し触ってみた。

「坊は賢いのう。嘘は言えんな」

歯を覗かせると、

「そうや、そのとおりや。爺は、あのおばさんの旦那さん——悟さんというたんやけどな、その人に、戦地で咄嗟に突き飛ばされてな、鉄砲の弾が急所に当たらんかって、助かったんや」

「でも、足が不自由やん？」

「急所いうのはな、当たると死んでしまふ所や。ここのや、ここなんかや」

爺は、手で拳骨を作ると、子供の私の額や心臓にあてがった。

「急所はずれたで、死なんですんだ？」

「そうや、やで死なんですんだんや。やで、爺はちゃんとここにおられる」

子供の私は、爺の顔をみて頷いた。

「でもな、もし爺が死んどってみたい。坊の父さんはおらんかった。そしたら、坊も、おらん。ここにこうしておらんわ。わかるか？ 坊が今、ここにおって、新幹線のこのシートに座って、爺とこうしてお話ができるのも、すべては、悟さん、悟さんのお陰なんや」

「悟さんは、死んだんやろ？ 急所に弾が当たったで」

「そうや、爺を突き飛ばしたあと、別の弾に当たって、のうなってしまうわたんや」

爺は目を潤ませながら、子供の私を覗き込んで見ていた。

「でも、忠君は、おるやん。生きとらんやろ？」

「何で忠君の名前を、坊が知っとる」

少年の私は『キックの鬼』の話をした。すると、爺は楽しそうに声を出して笑い、大きな掌で両目の涙をぬぐいながら、

「何でも知っとるな、坊は」と言い、

「忠君は、戦争が始まる前に生まれた子や。やで、今も生きとる。

でもな、父さんの顔も知らんし、父さんに、高い高いも、抱っこも、一度もしてもらったことがないんや。

忠君にしてみれば、父さんの、悟さんの顔も知らんのや。

なあ、坊、かわいそうと思わんか？」

「かわいそうや」

「やでな、戦争なんぞ、決してしたらあかん。悲しむ人が増えるだけやでな」

◇ ◇ ◇

調査法人・アルファICに臨場して以降、杉江は、三平運輸の社長との会話や調査展開を、心の中で何度も反芻していた。そんなところ、爺との昔のやり取りが思い出されたのだ。なによりも杉江に堪えたのは、アルファICで聞いたなに1つとして、比嘉社長は、杉江には語ってくれなかった——その「事実」だった。

雑収入除外が意図されたものなら、重加算税対象で認定賞与だと説明した直後、目の前の社長が、笑みを浮かべた気がしたが、あれは、まぎれもない笑いだったのだ。

じゃあそれは、3人の平良のことを追及されずに済んだ安堵からか？

自分が盾になれた満足感からか？

それとも、調査官の私をバカにしているのか？

だが、だが——、脱税は違法な行為だ。教職者だった社長が、そんなモラルさえ捨ててしまったというのか。いや、それほどまでに、戦友との約束は、守るに値するものだったのか？

爺が悟さん家族を大切にしように。際限のない問が、幾重にもなっ江の心の中で回っていた。

すると不意に、爺が語り出した。

TAX

ナンバー

プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6年事務年度における贈与税の実地調査の件数になります。

答え＝

A

，

B

C

D

件

ナンプレの予想難易度：7

9			B	2			1
3		1		6		C	8
	D	2	3		4		
2				5			
4	9	6	A		1	3	5
			6				7
		3		4	7		
8			5		9		4
6			8				3

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 8月23日(日)

前回の答え

5

9

2

 %

長崎～五島航路

- 通常時1日4往復
- 多客時1日5往復

すぐ着くからいいよね

長崎→五島間85分

お問い合わせ お申し込みは

九州商船

本社／長崎市元船町16-12

本社 0570-017510

福岡 (0959)72-2191

奈良尾 (0959)44-1515

山田屋石油株式会社

〒852-8003 長崎市旭町3番22号

☎(095)861-1102(代)・FAX(095)861-1105

山梨QBの選手招き税金教室

山梨県法連などバスケットクリニックも

一般社団法人山梨県の「税金教室」では、法人会連合会(関光良会長)と県内4法人会(会長)はこのほど、甲斐市敷島体育館で「第7回バスケットボールクリニック&税金教室」を開いた。当日は、同県内のミニバスケットボールチームに所属する児童190人と、バスケットボール女子リーグ山梨クイーンビーズ(山梨QB)のプロ選手9人が参加した。



これは、租税教育活動と社会貢献活動の一環として開催したもの。クリニックに入る前

で楽しく学ぶことができた。クリニック終了後は、山梨QBの選手から技術指導のほか、児童とプロ選手のミニゲームも行い、会場は大変盛り

淡路地区租推協などが租税教室

高校生51人、中学生60人が参加

兵庫・淡路地区租税教育推進協議会(檜垣政敏本務署長)、公益社団法人淡路納税協会(三津久直会長)および淡路納税貯蓄組合連合会(秦紳一郎会長)は夏休みが始まってすぐ、淡路島内の高校生・中学生を対象にリアルとオンラインのハイブリット形式による「租税教室」を各々



さなどについて意欲的に説明し、リアル参加の生徒が大きく肯く様子などがうかがえた。授業終盤に行ったゲームアプリを使った早押しクイズ10問では、非常に盛り上がり、高・中各々の「租税クイズ王」が決まった。いづれも、夏休みの「税の作文」の応募につながる事が期待されている。

親子租税学習ツアーを開催

武蔵府中青年会 国立科学博物館など見学

東京・公益社団法人武蔵府中青色申告会(相原博会長)はこのほど、「親子租税学習ツアー」を開催した。今回で17回目の開催。毎年大好評で、今年

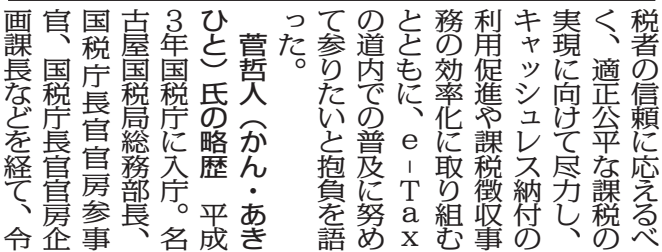


6倍、166組の応募があった。当日は東京上野税務署庁舎内の「タックススペースUENO」で、租税教室やクイズ、ゲームで楽しく税を学んだり、国税庁のe-Tax

適正公平な課税に尽力

札幌局の菅局長が就任の抱負

国税庁の7月10日付の人事異動で、札幌国税局長に就任した菅哲人氏は7月22日、札幌市中央区の札幌第二合同庁舎内で就任記者会見を行った。写真。会見で菅局長は、納



税者の信頼に応えるべく、適正公平な課税の実現に向けて尽力し、キャッシュレス納付の利用促進や課税徴収事務の効率化に取り組むとともに、e-Taxの道内での普及に努めて参りたいと抱負を語った。

菅哲人(かん・あきひと)氏の略歴 平成3年国税庁に入庁。名古屋国税局総務部長、国税庁長官官房参事官、国税庁長官官房企画課長などを経て、令

和6年7月から国税庁課税部課税総括課長。57歳。愛媛県出身。

M&Aなどでフォーラム開催 中企庁・関東経産局 中小企業庁および関東経済産業局は8月26日、東京都千代田区内の大手町プレイスで、地域の中小企業のさらなる成長を実現するため、M&A・事業承継への機運醸成を目的としたフォーラムを開催する。

そのような中で、中小企業がM&Aにより持続的な成長や企業価値の向上につながるため、M&Aを単なる事業の売買や承継の手段と捉えるのではなく、自社の経営戦略や成長ビジョンに基づいて戦略的に実行することが重要だとして、フォーラムでは、実際にM&Aに取り組んだ経営者および地域金融機関が登壇、実体験を踏まえた講演やパネルディスカッションを通じて、M&Aの有効性や取組みのポイント、実践的なノウハウを共有することとしている。

脱炭素で実態調査

日商・東商

日本商工大会議所(小林健会頭)・東京商工会議所(同)はこのほど、「2026年度中小企業の脱炭素に関する実態調査」を取りまとめ公表した。「脱炭素に関する取組みを実施している」と回答した企業は過半数を占め、従業員規模別にみると、51人以上の規模では7割以上に達した一方、5人以下の企業では約3割にとどまっており、従業員規模が大きいほど取組みの割合が高いとの結果が出ている。各地商工会議所の会員企業を調査対象とし、2497社から回答を得た。取組みを実施している企業における具体的な取組内容は、「省エネ型設備への更新・新導入」等、省エネに関する割合が高い。次いで、「エネルギーの使用量・温室効果ガス排出量の把握・測定」や廃棄物削減やリサイクルの推進等といった「資源循環に関する取組み」についてもそれぞれ約4割の企業が実施している。

で納税とさるふ
なら選ぶ金純

北見市

からはこちらはプレふ

